

S Tマーク使用許諾契約者各位

平成 21 年 7 月 31 日

日本玩具協会

塩化ビニル樹脂を使用した玩具への「非フタル酸系可塑剤使用」等の表示について

(平成 21 年 7 月 31 日通知 (2))

本年 2 月 1 日に玩具安全基準が改定され、本年 9 月 1 日以降に申請のあった案件から、規制するフタル酸エステル類に、現行の「DEHP・DINP」に加え、「DBP、BBP、DIDP、DNOP」の 4 種が追加されることとなります。

これに伴い、平成 21 年 7 月 27 日開催の理事会において、フタル酸エステル類に係る「S T基準内商品表示ガイドライン」の「表示素材（原料樹脂の指定用語）」の注記の改定が決定されましたので、お知らせします。

(なお、9 月 1 日施行予定のフタル酸エステル類の改定 S T 基準については、本日付け別配信の通知 (1) を参照下さい。)

【改定注記】(平成 21 年 9 月 1 日実施)

塩化ビニル樹脂については、フタル酸エステル類を可塑剤に使用している場合は「塩化ビニル樹脂」又は「PVC」と表示する。

【「食品衛生法対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」等の表示について】

食品衛生法の指定玩具か非指定玩具かの区分に従って、食品衛生法又は S T 基準第 3 部において、それぞれの玩具（指定玩具・非指定玩具）について規制対象となっているフタル酸エステル類について、その不使用を検査で確認した場合には、それに対応した表示（「食品衛生法対応可塑剤使用」「食品衛生法・S T 基準対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」又は「玩具安全基準及びフタル酸エステル含有基準に適合」など）を付すことができる。

【「非フタル酸系可塑剤使用」の表示について】

6 種のフタル酸エステル類（「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」及び「フタル酸ジイソノニル」（食品衛生法・S T 基準第 3 部の規制対象物質）、及び「フタル酸ジ

ブチル」「フタル酸ブチルベンジル」「フタル酸ジイソデシル」「フタル酸ジ-n-オクチル」(ST 基準第3部の規制対象物質))について不使用を検査で確認するとともに、製品のPVCに含有されている物質の種類を自社で把握し、フタル酸系の可塑剤が一切使用されていないことを確認した場合には、「塩化ビニル樹脂」に加えて、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示を付すことができる。

(経過措置)

平成21年9月1日時点で「非フタル酸系可塑剤使用」と表記して既に販売している商品の取扱いについて

- ① 「フタル酸ジブチル」「フタル酸ブチルベンジル」「フタル酸ジイソデシル」「フタル酸ジ-n-オクチル」の4種全てについて検査を行い、不使用を確認することが望ましい。(これら4種の不使用を検査で確認したときは、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示を継続して使用して良い。)
- ② 新たに規制対象となったフタル酸エステル類について、所要の(不使用)確認をしていないときは、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示については、流通在庫等について上からシールを貼って当該表示を削除するなどの手当を行うことが望ましい。

(注) 平成20年9月18日時点で「非フタル酸系可塑剤使用」と表記して既に販売している商品については、同日付通知により、「非フタル酸系可塑剤使用」を表記するには、検査で「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」及び「フタル酸ジイソノニル」の不使用を確認する必要がある旨を通知している。

(参考)

【現行注記】(平成20年9月18日理事会決定、同年10月1日実施)

塩化ビニル樹脂については、フタル酸エステル類を可塑剤に使用している場合は「塩化ビニル樹脂」又は「PVC」と表示する。

フタル酸系の可塑剤を使用していない場合には、「塩化ビニル樹脂」に加えて、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示を付すことができる。

また、食品衛生法・ST基準第3部の規制対象である「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」「フタル酸ジイソノニル」について、対象年齢・対象玩具に該当するかどうかには拘らず、その不使用を検査で確認した場合には、「食品衛生法・ST基準対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」又は「玩具安全基準及びフタル酸エステル含有基準に適合」などの表示を付すことができる。

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 TEL03-3829-2513)までお問合せ願います。